

拘禁二法案 対策本部ニュース No.85

2003年9月1日

主な内容

- ☆行刑改革会議の議論状況..... 5
- ☆行刑改革と監獄法改正をめぐる論議..... 5
- ☆受刑者処遇に関する法務省との勉強会..... 6
- ☆夏期合宿の報告..... 6
- ☆行刑改革に向けた2つの提言..... 6

●このニュースについては
拘禁二法案対策本部までお問い合わせください●

行刑改革会議の議論状況

拘禁二法案対策本部委員
行刑改革会議バックアップチーム委員
設 勇基 (東京弁護士会)

バックアップチームの結成

名古屋刑務所での職員による受刑者への虐待死傷事件(詳細は2003年4月発行の前号参照)を受けて、法務省は、従来の行刑を抜本的に改革するため、2003年3月に「行刑改革会議」を設置した。会議は法務大臣から指名を受けた財界人、学者、法律家など有識者十数名で構成され、日弁連委員からは、久保井一匡(大阪弁護士会・前日弁連会長)、大平光代(大阪弁護士会)のほかが委員となっている。

会議の内容

第1回会議では、会議の傍聴を可能とするかどうかなど、手続面が主として議論された。結局、最近の他の改革会議などにならって、モニターを使って別室で傍聴可能とされ、その場合、報道関係者以外も傍聴可能と決められた。

第2回会議では、アムネスティ・インターナショナル日本の事務局長からのプレゼンテーションがあった。名古屋事件は、あくまでも氷山の一角とする認識を示したものだ。また、被収容者、刑務官からの実態についてアンケートを実施することを決めた。さらに、法改正などを必要としないで、すぐに改良できることを整理して、複数の委員から事務局に、複数回の委員から事務局に対して要請があり、諸外国の実態を直接見るための、外国の施設視察の提案もあった。

100年来の大改革

行刑改革会議は4月14日に第1回会議が開催され、以来ほぼ毎月1回のペースで現在まで4回の会議が開かれている。法務大臣、副大臣らも概ね会議に出席し、熱心に聴いている様子だ。

同会議はこれまでに、受刑経験者などから意見聴取を行い、論議を繰り返してきた。また各委員は、国内拘禁施設の視察を行っているほか、海外の施設の視察も行う予定になっている。さらに9月からは全委員を3つの分科会に分け、

と、夜、眠っていて夢を見ることなど話した。

その後、「行刑の基本的な理念・ビジョンについて」について議論が行われた。

これは前回の会議で一部の委員から、行刑の改革を論ずる以上、根本的に「行刑の目的を議論する必要があるのではないか」という意見が出ていたことによる。あまりこの点について抽象的な議論をせず、改革に必要な範囲で触れれば足りる、などの意見が出た。

続いて、前回会議での、法改正を待たずに即時に実施できる改善措置について、法務省事務局が「法務省による当面の改善策等について」として説明を行い、保護房収容中のビデオ録画を義務化するなど述べた。

第4回会議は7月に開催され、拘禁施設での医療の問題点について、夜、眠っていて夢を見ることなど話した。

行刑改革と監獄法改正をめぐる論議

第60回拘禁二法案対策本部全体会議
拘禁二法案対策本部事務局長代行 四位直毅 (東京弁護士会)

2003年7月7日午後、クレオで標記会議が開催され、51名が参加した。

本林本部長は開会あいさつで、名古屋刑務所事件などを契機とする行刑改革の動きを生かすため尽力を、と訴えた。

西嶋事務局長が前回会議以後の活動と情勢を報告し、特に行刑改革の動きと監獄法改正との兼ね合いについて、詳しく述べた。

日弁連が、5月の定期総会で刑務所等の抜本的改革を求める決議

この機会を逃すと監獄法改正はできない、と述べた。

「行刑改革と監獄法改正」

意見が出された。

「行刑改革と監獄法改正」

意見が出された。

「行刑改革と監獄法改正」

意見が出された。

社会に開かれた刑務所をめざして 連続シンポジウム

徹底討論 日本の刑務所が変わる!

日時: 2003年9月29日(月) 18:00~20:30
場所: 弁護士会館2階講堂クレオ

内容: (1)基調報告「われわれがめざす行刑改革」
(2)名古屋刑務所事件の被害者からの発言(予定)
(3)パネルディスカッション

「徹底討論 日本の刑務所が変わる!」
パネリスト: 石塚 伸一 (龍谷大学教授)
(50音順) 藤森 研 (朝日新聞編集委員)
山田 延廣 (弁護士)
山花 郁夫 (衆議院議員(民主党))
* 与党議員等にも出席要請中
コーディネーター: 小池 一郎 (弁護士)

参加費無料、事前申込は不要

問い合わせ先: 日本弁護士連合会 法制部法制第二課
TEL: 03-3580-9844

今後の取り組み

バックアップチームとしては、改革会議委員への日弁連の提言の説明を引き続き行うほか、国会議員や有識者を招いた連続シンポジウムの開催などを通じて、年末の答申に向けて活動を継続していく予定です。

意見、行刑改革会議提案の立法化の際に下手をすると刑事施設法案を与党多数で成立させるおそれもあるのではないかと意見などが出された。

これに対して、そのおそれはない、議論は全分野について行うが立法はそれは別の線で行うおそれもある、大臣官房中心の動きに対する矯正局の抵抗もわかれる、法務省も完全なシナリオを用意はこれからではないか、刑務所拘置所の改革が当面の課題だがあくまで代監問題をセットで主張するのか、それとも代監は引き続き課題として明確に提示しつつ当面の課題をひとまず優先させるのかの選択が問われるのではないかと、この意見などが出された。

以上の議論のうえ、行刑改革会議への対応、監獄法改正についての方針、上記勉強会の今後などにつき、継続討論することとした。

直毅 (東京弁護士会)

きない、代監問題の中身に入るとむずかしくなる、今は被収容者の人権救済が急務であり短期集中で処遇改革を実現すべきだ、との意見が出された。

関連して、行刑改革会議の柱には第三者委員会や医療などの重要な問題が含まれているが監獄法改正としては部分的であり全面改正ではない、同法改正の重要な突破口ではあるが法改正の全体にわたる決着の場とみることができるとの意見、代監問題が前提にされるおそれがある、代監問題を根本にすす議論すべきだとこの

過剰収容、弁護士倫理など

いずれも報告質疑が行われた。

最後に、市川副本部長が、行刑改革の方向はまだ固まっていない、引き続き多角的に議論された、と述べて閉会した。

受刑者処遇に関する 法務省との勉強会について

拘禁二法案対策本部委員 田原 裕之(名古屋弁護士会)

法務省との「受刑者処遇に関する勉強会」は2000年4月に発足し、同年6月からワーキンググループが開始された。

当初の法務省提案は、対象を「受刑者処遇のうち、刑務作業と教育」に限定するものであったが、日弁連は、検討対象を広げるべきであると主張し、その後、広く受刑者処遇全般には未決処遇、死刑確定者処遇等、わが国の行刑全般がテーマとされた。そして、2003年6月9日の第15回をもってワーキンググループでの検討はひととおり終了した。

この勉強会で、日弁連委員は、この春から、法務大臣の諮問機関、行刑改革会議が行刑全般の改革に向けて始動している。その審議のテンポは早く、今年中に答申を出す予定になっている。

日弁連では、約10年前に「刑事処遇法案」を公表し、拘禁二法案(法務省所管の刑事施設法案と警察庁所管の留置施設法案)の廃案に一定の役割を果たしたところであるが、その後の世界の行刑改革は目覚ましく、今日ではその見直しを迫られている。

そこで、従前の日弁連案を国際的水準を参照して発展させた内容に改め、先行して行刑改革会議の論議もリードできるようにするために、重要度に応じ、分

行刑の現状を批判するともに抜本的な行刑改革を提言した。この提言は、1992年2月にまとめられた「日弁連・刑事処遇法案」をベースとしつつも、その後の国際的な行刑改革、日弁連内の研究の進展を取り入れ、新たな提言をした事項がある。

例えば、①刑務作業に「賞金制」を導入する ②刑法12条2項の「所定の作業」の解釈として、または法改正により、職業訓練、教育、資格取得準備等についても刑務作業に替えて行えるものとし、一定の「賞与金」を支給する ③刑務所における教育を「社会との

やりやすく項目別に整理した提言を法務大臣に提出していくことにした。

開かれた刑務所への提言
その第一弾として、6月20日、「市民参加による社会」に開かれた刑務所への改革を求める日弁連の提言」を公表した。

去る8月17、18日、「受刑者処遇に関する勉強会」メンバーと行刑改革会議バックアップチームとの合同で、箱根で合宿を開催した。

この合宿は、もともと、法務省と共同で行ってきた「受刑者処遇に関する勉強会」が、過去15回のワーキンググループで、ひととおり議論を終えたことから、勉強会での日弁連側の提案とこれに対する法務省側の対応をまとめ、論点整理を行うのが目的だった。

ところが、名古屋刑務所事件での刑務官の逮捕・起訴を契機として始まった行刑改革会議が、本年にも提言を取りまとめる予定であることから、むしろ、行刑改革会議での論点整理に合わせて、日弁連側の意見を取りまとめること、行刑改革会議の提言に反映させることが焦点の課題であるとの認識に至り、急遽、議論の内容を変更して、行刑改革会議に向けて日弁連の提言を取りまとめることとなったのである。

合宿では、1992年に発表された日弁連の刑事処遇法案や、従来の受刑者処遇勉強会での議論を踏

再統合のための意義ある活動」としてとらえなおし、抜本的に改革する等である。

これに対して、法務省のプレゼンテーションは、すべて現在の法令、実情を紹介するにとどまり、その問題点を自ら指摘したり、改

革の方向を示すことはまったくなかった。日弁連委員が、どのような改善方向を考えているのかと質問しても、「困難である」と言うのみであった。

この勉強会進行中である2002年10月、いわゆる「名古屋刑務所事件」が発覚し、法務省との勉強会でもこの事件を取り上げられたが、その後の「行刑改革会議」の発足を受け、わが国の行刑制度の抜本的改革が具体的課題として浮かび上がるに至っている。

法務省とは、勉強会開始の段階で、「第1段階では自由な意見交換を行い、第2段階において法改

正をにらんだ協議を行う」という点で合意していた。しかし、上記行刑改革会議の発足等という新たな事態の進展により、この勉強会をこのように進めるかが重要な問題となってきた。すなわち、行刑改革会議の提言ないし答申は年内に出される予定であるが、ここでは改革の方向性ないし骨子を述べるだけで、その具体化は別途の手続でなされるだろう。その場合、その手続をどのように行うか、とするのか、これと法務省との勉強会の第2段階との関係をどのように位置づけるか、日弁連としても厳密な検討が必要となろう。

夏期合宿の報告

拘禁二法案対策本部事務局員 上本 忠雄(第二東京弁護士会)

務所当局から独立した死因調査制度の導入を求めている。

医療改革提言
第2弾が、7月17日に公表した「刑務所医療の抜本的改革と受刑者の死因調査制度の確立を求める日弁連の提言」である。

その次に重要な改革項目を網羅した第3弾は、9月から10月の公表を目指し、鋭意とりまとめられている。

その一端を示せば、①人間性を尊重した刑罰のあり方、②所内規則や懲罰制度を見直し、被収容者の法的地位や権利義務関係を明確にする、③受刑者の社会復帰を促すため、刑務作業に賞金制を導入して積極的教育を行う、④電話の導入など外部交通の拡大、⑤職員を増員や労働条件の改善、人権教育の充実、死因調査制度の確立では、刑

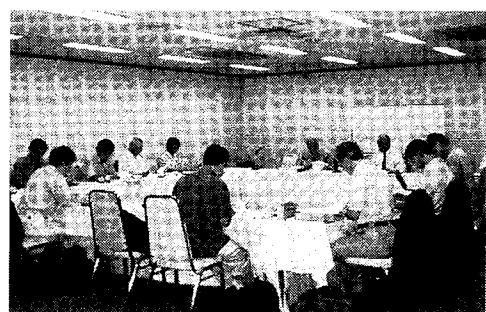
は、①医師の保安からの独立を確保する、②刑務所医療と外部医療を同等に保障する、③そのために医療の所管を法務省から厚生労働省に移し、刑務所医療室を地域医療機関の出張所と位置づける、ということである。

死因調査制度の確立では、刑

死因調査制度の確立では、刑

死因調査制度の確立では、刑

死因調査制度の確立では、刑



充実した討議が行われた合同合宿

死因調査制度の確立では、刑

社会に開かれた刑務所をめざして連続シンポジウム

その2
国際的査察機関の役割、刑務所医療の改革について
—拷問等禁止委員会委員を招いて—
日時：2003年10月20日(月)17:30~20:00
場所：弁護士会館12階 第一東京弁護士会講堂
講師：オーレ・ヴェデル・ラスムセン氏
(国連拷問等禁止委員会委員、欧州拷問等防止委員会委員、医師)

その3
刑事施設の透明性の確保—ドイツの施設審議会の経験—
—マックス・ブランク研究所長を招いて—
日時：2003年12月10日(木)15:00~17:00
場所：弁護士会館2階講堂クレオBC
講師：ハンス・アルブレヒト教授
(ドイツ・マックス・ブランク外国・国際刑法研究所所長)

■いずれも通訳あり、参加費無料、事前申込は不要
■問い合わせ先
日本弁護士連合会 法制部法制第二課 TEL: 03-3580-9844